

等級ごとの職員数の公表（令和5年4月1日）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

給料表（1）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	38	11.4	主事	32	203	60.8	係員級
				技師	3			
				主事補	3			
				計	38			
2級	主任の職務	42	12.6	主任	42	203	60.8	係員級
				計	42			
3級	1 主査の職務 2 副主査の職務	123	36.8	主査	41	203	60.8	係員級
				副主査	82			
				計	123			
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を分掌する主査の職務	58	17.4	副主幹	18	58	17.4	係長級
				主査	40			
				計	58			
5級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務	50	15.0	課長補佐	28	50	15.0	課長補佐級
				主幹	22			
				計	50			
6級	1 会計管理者の職務 2 課長の職務 3 困難な業務を分掌する課長補佐の職務 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事の事務に従事する課長補佐の職務	19	5.7	会計管理者	1	23	6.9	課長級
				課長	13			
				事務局長	1			
				支所長	2			
				課長補佐	2			
				計	19			
7級	1 会計管理者の職務 2 複雑困難な業務を掌る本庁の課長の職務	4	1.2	課長	4	23	6.9	課長級
				計	4			
合計		334	100.0					

給料表（2）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	0	0.0	技能労務職員	0	4	44.4	技能労務職員級
				計	0			
2級	技能労務職員の職務	4	44.4	技能労務職員	4	4	44.4	技能労務職員級
				計	4			
3級	副主任技能労務職員の職務	5	55.6	副主任技能労務職員	5	5	55.6	副主任技能労務職員級
				計	5			
4級	主任技能労務職員の職務	0	0.0	主任技能労務職員	0	0	0.0	主任技能労務職員級
				計	0			
合計		9	100.0					

給料表（3）

等級	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師の職務	0	0.0	医師	0
				計	0
2級	診療所長の職務	0	0.0	診療所長	0
				計	0
3級	病院長又は高度な技術若しくは経験を必要とする診療所長の職務	1	100.0	病院長	0
				診療所長	1
				計	1
4級	高度な技術若しくは経験を必要とする病院長の職務	0	0.0	病院長	0
				計	0
合計		1	100.0		